

2024 MFJ国内競技規則 MOTORCYCLESPO RTS RULES

スノーモビル競技細則

1 本規則の適用範囲

以下に記す規則は、国内競技規則とともにすべてのスノーモビル競技会に適用される（国内競技規則 第1章総則、第2章ライセンス、第3章競技会もご覧ください）。

2 スノーモビルレース

スノークロスレース、エンデューロレース、オーバルレース、ドラッグレース等、スノーモビルにて行うレースを総称してスノーモビルレースとし、国内競技規則および本規則により管理される。

- 2-1 レースの区分
- 2-1-1 スノークロスレース…雪上の周回レース
- 2-1-2 エンデューロレース…雪上の長距離周回レース
- 2-1-3 オーバルレース…フラットなオーバルトラックで競うレース
- 2-1-4 ドラッグレース…直線短距離コースで競うレース

3 コースの仕様

〈スノーモビルコース規定〉

適切なライディングコンディションが確保でき、選手・観客の安全対策を確保したコースとする。特にコース上にジャンプを設定する場合、各クラス・排気量を考慮したジャンプの高さ・間隔・勾配等に十分配慮し、無理な体制でジャンプしなければならないようなレイアウトは避ける。ジャンプを飛ばす選手と飛ばない選手が交差することを防ぐため、十分なコース幅を確保し、運営規則で走行ラインを区別する。

※スノークロス200のコース設定については2024全日本スノーモビル選手権特別規則 **2** 全日本選手権開催/併催クラスおよび参加資格 2-10 スノークロス200（併催承認クラス） 2-10-12 コースの仕様を参照。

【全日本選手権以外の大会に適用されるコース規定】

コース1周の長さ：

700m以上

コース幅：

最低7m以上とし、追い越し可能であること。

スタートライン：

同時出走最多台数×（1台につき）1.5mを最低限度とし、参加者すべてが均等な条件のもと、スタートできること。

最多出走台数：

最低20台～25台が同時出走できるスペースを確保すること。

ただし地形・天候やその他条件により、安全を期するため主催者の判断により出走台数を増減することができる。

スタートストレート：

スタート直後のストレートの長さは125m以下であること。

※この箇所にジャンプは設定してはならない。

ストレート：

下りのストレートの場合、125m以下であること。

コーナーの数：

コーナーは最低“コース1周のkm数×10”を設けること。

コース間隔：

2本以上の走路が平行して設定される場合、各走路間は5m以上の間隔を設けること。

1周の平均速度：

1周の平均速度は時速50km以下とする。

平均速度の基準：

当該大会における最大排気量・最上位クラスの最速ラップタイムとする。

観客安全対策：

ジャンプ、コーナー、スタート付近は立ち入り禁止区域とするか、コーステープや柵等で十分な防護策を設けなければならない。

4 出場車両

車両は下記の改造の限度と安全基準を満たし、安全上完全に整備されているものでなければならない。なお、改造されて型式（モデル）が判明できない車両は出場することができない。[スノーモビル車両の仕様参照](#)。

4-1 車両の区分

スノーモビルの競技車両は、クラス区分と部門別区分とに分けられる。

4-1-1 車両のクラス区分

2024年全日本スノーモビル選手権開催/併催クラス区分

		全日本クラス				承認クラス			
		クラス	排気量	昇格	決勝	クラス	排気量	昇格	決勝
A級	SX-Pro	2st：600 4st：1050			2ヒート 15分+1周				
	SX-A1	2st：600 4st：1050	クラス 昇格可		2ヒート 15分+1周 ※使用コーススーパー クラスコースを使用	SX-A2	Open（200cc以上）全日本	SX-Pro には 昇格NG	1ヒート 15分+1周
B級	SX-B1	2st：600 4st：1050	クラス 昇格可		2ヒート 10分+1周	MFJ Open Cup	Open（200cc以上）公認車両 でなくてもよい。承認格式（エン ジョイライセンス以上）または ジュニアクラスとのダブルエ ントリー可。	×	1ヒート 10分+1周
						ジュニア	Open（200cc以上）公認車両 でなくてもよい	×	2ヒート 10分+1周
						スノークロス 200	4ストローク単気200cc以下主 催者ごとに小排気量クラスを混 走可。※但し委員会に承認され た車両とする	×	1ヒート 10分+1周

※昇格対象クラスと昇格しないクラスのダブルエントリーは不可とする（SX-A1とSX-A2や、SX-B1とMFJ Open Cupのダブルエントリーは不可）。

※2024全日本スノーモビル選手権特別規則 [2](#) 全日本選手権開催/併催クラスおよび参加資格 [2-8](#) 車体ゼッケンについて参照

4-2 車両の部門別区分

車両の部門別区分は改造限度（[スノーモビル車両の仕様](#) [2](#) [車両の改造限度参照](#)）によって次のように

分けられる。

①スポーツ部門

スポーツ部門はMFJ公認車両で、スポーツ部門改造限度に適合するものとする。

②モディファイ部門

モディファイ部門はMFJ公認車両でモディファイ部門改造限度に適合するものとする。

※SX-Proはスノーモビル車両の仕様 **2** 車両の改造限度 2-3 SX-Proの仕様についてを参照

③その他承認競技会（ジュニア、スノークロス200等）

その他の部門は主催者の定める大会特別規則によるが、車両の安全基準を満たすものとする。

5 MFJ公認車両

公認競技会において開催されるクラス（併催承認クラス除く）はMFJ公認車両でなければならない。

MFJ公認車両リストは、スノーモビル車両の仕様 **3** MFJスノーモビル公認車両参照。

6 ライダーの装備

ライダーの服装は、競技中身体を安全を確保し、操縦を妨げるものであってはならない。

- 6-1 上記目的を満たすブーツ（足首、つま先を保護できるもの）、防寒服、手袋（レーシング用等、5本指）を着用すること。
- 6-2 ゴーグル、マスクの使用は自由とするが、ゴーグルは破損時に鋭い破片になる材質は禁止される。枠は柔軟なもので転倒時に衝撃を受けた場合でも危険でないものとする。
- 6-3 ヘルメット
ヘルメットは、MFJ公認ヘルメットでなければならない。
- 6-3-1 ヘルメットは、フルフェイス型またはオープンフェイス型にチンガードを備えたものとする。
- 6-3-2 MFJの公認したヘルメットには、認証マークが貼付されている。
- 6-3-3 競技会の車両検査時にヘルメットの検査が行われ、損傷等により検査に合格しなかったヘルメットはMFJの公認したヘルメットでもライダー本人の安全上使用が禁止される。
- 6-3-4 MFJ公認マークが貼付されていないヘルメットについては、事前に製造メーカーより公認シールを購入しなければならない（車検、会場で公認マークを貼る対応は行わない）。
- 6-4 プロテクター・脊椎パッド
プロテクター（プレストガード・背面側の付いているもの）または脊椎パッドは必ず着用しなければならない。

7 ライダーの健康に関するガイドライン

2024年MFJ国内競技規則書 第3章 競技会 **32** ライダーの健康に関するガイドライン参照。

8 公式通知・タイムスケジュール

公式通知およびタイムスケジュールの詳細は、申込み締切後に公示される。

9 競技会参加定員

競技会参加定員は定めない。

10 競技会参加資格

- 10-1 スノーモビル競技会に参加するためには当該年度有効なライセンスを所持していなければならない。
 ※2024年全日本スノーモビル選手権では2023年度ライセンス(2024年3月31日有効期限)が適用される。
 ※2024年度のライセンスでは出場できません。
 (2024年度MFJライセンスの有効期間は2024年4月1日以降から翌年3月31日までのため)

クラス	ライセンス
SX-Pro	SA
SX-A1	SA
SX-B1	SB
SX-A2	SA
ジュニア	SJ
MFJ Open Cup	EJ以上
スノークロス200・承認競技会	EJ、競役、ピットクルーA以上

SA=スノーモビルA級

SB=スノーモビルB級

SJ=スノーモビルジュニア

EJ=エンジョイ

競役=競技役員 ※ただし、スポーツ安全保険加入者

※ライダー、ピットクルーAともに有効な2023年度ライセンスを所持していなければならない。

- 10-2 ライセンス取得条件 2023年度ライセンスの場合※1

ライセンス	参加できる競技会	ライセンス取得条件	ライセンス申請料 ※2 (2023年度)	備考
A級	全日本選手権 地方選手権 承認競技会	2023年全日本スノーモビル選手権SX-B1ランキング1~3位まで	C区分 10,350円 B区分 9,700円 A1区分 9,300円 ※3	各開催クラスの 参加資格 (参加できる年齢) は別途定める
		2023年度有効のモトクロス国際B級以上のライセンス所持者 一度スノーモビルライセンスB級を取得している場合、A級への昇格は、 別途定める昇格基準を満たさなければならない(予告:2025年規則から 適用)。		
B級	全日本選手権 地方選手権 承認競技会	16歳以上で公認スノーモビルライセンス取得講習会、または当該ライ センスWEB講習会を受講した者		
ジュニア	全日本選手権 (併催) 地方選手権 承認競技会	9~15歳で公認スノーモビルライセンス取得講習会、または当該ライセン スWEB講習会を受講した者	C区分 9,850円 A1区分 8,800円 ※3	
		2023年度有効のモトクロスジュニアライセンス所持者		
エンジョイ	承認競技会	エンジョイライセンス取得講習会、または当該ライセンスWEB講習会を 受講した者	C区分 3,350円 B区分 2,700円 A1区分 2,300円 ※3	
競技役員 (保険加入*)	承認競技会	18歳以上、かつスポーツ安全保険に加入した者 *保険加入…競技役員ライセンス申請の際、スポーツ安全保険に同時加入 すること	C区分 7,350円 B区分 6,700円 ※3	

2023年度ライセンス申請時に満18歳未満の方は、未成年者の競技参加承諾書(印鑑証明添付)の送付がないとライセンス発行ができませんのでご注意ください(エンジョイは除く)

※1 2023年度ライセンスの有効期間は、発行日から2024年3月31日までです。

※2 ライセンス申請料は、会費(または競技役員ライセンス申請料)+スポーツ安全保険掛金(2023年4月1日以降~2024年3月31日)+事務手数料となります。

※3 スポーツ安全保険掛金は、中学卒業以上~64歳(2023年4月1日時点):C区分1,850円、65歳以上(2023年4月1日時点):B区分1,200円、
中学生以下(保険満了時):A1区分800円

11 出場申込み

- 11-1 各クラスとも所定の出場申込書に必要な事項をすべて記入の上、出場料を添えて申込まなければならない。
- 11-2 出場申込みについては、改めてMFJのホームページ [<https://www.mfj.or.jp>]にて公示される。
- 11-3 **ピットクルー注意事項**
出場申込みの際にピットクルー登録がされていない場合、大会当日ピットクルーとしての作業は許可されない。
- 11-3-1 出場申込み後および大会当日のピットクルーの追加登録はできない。
ただし、大会当日の出場受付時間内に他のピットクルーライセンス所持者と変更することはできる（変更手数料=1名につき1,000円が必要）。
- 11-3-2 スタートエリアに入れるピットクルーは、当該大会エントリー時に登録された1ライダーにつき最大2名までとする。
- 11-3-3 ライダー本人を自分のピットクルーとして登録することはできない。
- 11-3-4 ピット・サインエリア内において、登録ピットクルーは必ず当該レース参加者のピットクルーであることが明確に判別できるビブスや腕章等（主催者配布）および当該年度MFJライセンスの提示が義務付けられる。また選手・関係者であっても当該レースに関係のない者（受付リストにない者）はすべて一般の観客扱いとなるため、一般観客指定エリア内で観戦すること。
- 11-3-5 実施中のレースに参加するライダーと、そのライダーに登録が認められたピットクルー、競技役員、メディア、大会主催者、MFJ以外はピット・サインエリア内に入ることができない。
- 11-4 ライセンスの提示を求められた場合にすぐ対応できるように、選手ならびにピットクルーは当該年度有効なピットクルーライセンスを常時携帯していなければならない。

12 参加受理

- 12-1 必要事項を記入した出場申込書および所定の金額を大会事務局が受理した時点で参加が受理される。
- 12-2 大会が中止された場合、また、参加者が何らかの理由によって拒否された場合（参加申込者が必要な手続きを怠った場合はこれに当てはまらない）にのみ、事務手数料（事務手数料は主催者によって決まる）を引いた出場料が返却される。
- 12-3 いったん受理された出場料は上記1、2およびレースの延期、中止および打ち切り（[スノーモビル競技細則 21](#) レースの延期、中止および打ち切り参照）の場合を除き、いかなる理由があっても返却されない。公式予選を通過しなかった場合も同様とする。

13 ガソリンについて

- 13-1 AVガス（航空機燃料）の使用は禁止される。競技会に参加するすべての車両が無鉛ガソリンを使用しなければならない。
- 13-2 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油（オクタン価に影響を与えないもの）および1.5%以下のアルコール（燃料精製中に混入されているものに限る）については認められる。

14 出場受付

- 14-1 出場受付の時間および場所は、公式通知によって示される。
- 14-2 定められた時間内に、必ずライダー本人または、当該ライダーに登録されたピットクルーが、有効なMFJライセンス、参加受理書および健康保険証（写し可）、メディカルパスポート <https://www.mfj.or.jp/licence/downloads/medical-passport-document/>を提示して出場資格の確認を受けなければならない。

- 14-3 有効なMFJライセンスを提示できない者は、一切出場が認められない。
- 14-4 ジュニアクラスを除き、同一大会における複数ライダーによる同一車両の使用は禁止される。

15 車両検査

- 15-1 車両検査は、公式通知に示されたタイムスケジュールに従って、車両検査区域内にて行われる。
- 15-2 車両は、ライダー本人または当該ライダーに登録されたピットクルーが持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を受けなければならない。規定時間以外の車両検査は、競技監督が不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合以外は行わない。
- 15-3 車両検査において、規則違反または安全上出場が不適当と判定された車両は、公式予選を含む一切の走行を拒否される。
- 15-4 主催者は、大会期間中、必要に応じていつでも車両の検査を行うことができる。
- 15-5 全日本スノーモビル選手権はスペアマシン（Tカー）の登録はできない。
車両検査持込台数は1ライダーにつき1台とする（スノークロス200とのダブルエントリーはこの限りでない）。
マシントラブル等で別の車両を使用する場合は、競技監督の許可を得て車両交換の手続きを取り（手数料5,000円）、車検を受けてから使用する。

16 ライダー変更

ライダーの変更は認められない。

17 車両変更

- 17-1 車両の変更は、出場申込用紙に記載した車両と変更が生じた場合に、以下の手続きに従って行われる。
- 17-2 破損等、やむを得ず出場登録済または車両検査合格済の車両を公式予選前に変更する必要がある場合は、規定の書式を使用して車両変更申請を行い、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。
- 17-3 公式予選終了後の車両変更は、原則として認められない。ただし、変更する必要がある場合は、規定の書式を使用して車両の変更申請を行い、競技監督が特別にこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。車両変更申請は当該クラス公式予選結果発表後30分以内とする。ただし、特別規則に時間が記された場合、特別規則の時間が優先される。
- 17-4 車両の銘柄の紛争に際しての立証の責任は、参加者側にあるものとする。
- 17-5 その他については、特別規則に示される。
- 17-6 車両変更申請は、同部門、同クラスのMFJ公認車両に限定され、車両変更手数料（5,000円）を添付し、提出しなければならない。
- 17-7 ジュニアクラスは他部門、他クラスのMFJ公認車両を使用することができる。

18 公式予選

- 18-1 公式予選の日程
- 18-1-1 公式予選がある場合、原則として各クラス別に行われる。
- 18-1-2 日程および時間は公式通知（タイムスケジュール）に示される。
- 18-2 公式予選の内容
- 18-2-1 1つのクラスの出場申込み人数が20名を越えた場合、決勝進出者を決定するための公式予選が行われる。なお、決勝進出者は、1クラス最大20名を原則とする。



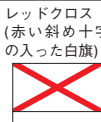


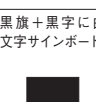
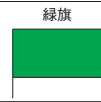



- 18-2-2 公式予選は原則として公式通知に示される周回数のレースによって行われる。
- 18-2-3 公式予選の有無、周回数、決勝進出台数、その他の詳細は公式通知またはプログラム等に示される。

19 レース

- 19-1 スタート位置
レースにおけるスタート位置は、主催者の指示による。
- 19-2 スタートまでの行動
- 19-2-1 ライダーは決められたタイムスケジュールを厳守しなければならない。
- 19-2-2 ライダーはレース直前のチェックの後、車両と共に指定区域内に待機してなければならない。
- 19-2-3 エンジンのウォーミングアップは定められた場所と時間にのみ行うことができる。
- 19-2-4-1 スターティングエリア（スターティンググリッド含む）は当該クラスの出場ライダー、競技役員および当該クラスに登録されたピットクルー（最大2名）、メディア、主催者が特に認める者（キャンペーンガール等）以外はこのエリアに立ち入ることは認められない。
スターティングエリア内への立ち入りは、出場ライダーのグリッド決定終了後とする。主催者の合図とともに、当該クラスの出場ライダーおよび役務に従事する競技役員を除き当該エリアから退出しなければならない。
- 19-2-4-2 **進行員の合図により、当該クラスに出場しているライダーに登録されたピットクルーはスターティンググリッドに入ることが許可され地ならしができるが、道具の使用は禁止する。また、スターティンググリッドより前方のコース修復は一切認められない。違反した場合、当該ライダーに罰則が科せられる。**
- 19-3 スタート
- 19-3-1 スタートの方法については原則としてエンジンランニングスタートとする。
※ヘルメットタッチ方式は廃止。
- 19-3-2 スタート位置は時間的・距離的なハンディキャップが一切考慮されない。
- 19-3-3 スタートの合図は、15秒ボードが掲示された後、15秒以内に日章旗を振ることによって行われる。
- 19-3-4 スタート手順
- 19-3-4-1 出走全車がエンジン停止状態でスタートラインに整列したことが確認された後、緑旗が振られることによってエンジンスタートの合図とされ、エンジンを始動させる。
- 19-3-4-2 決勝レースのみ、進行役員の合図により1台ずつ順にコースインし、サイティングラップ（コース安全確認1周）が行われる。サイティングラップへの参加は任意とする。
- 19-3-4-3 サイティングラップから戻ってきたライダーがスタートラインに整列（車体全部がラインの内側に入る）し、ホイッスルが合図されたらピットクルーはスタートエリアから退去しなければならない。
- 19-3-4-4 全ピットクルーの退去が確認された後、15秒前ボードが提示される。
- 19-3-4-5 15秒前ボードが提示された後、スタートを合図する競技役員が日章旗の先端を雪面につけ15秒以内に雪面から振り上げる動作でスタート合図と見なす（フラッグ先端が雪面から離れた時点でスタート合図が出されたものと見なす）。
※サイティングラップは、全日本対象クラスの全決勝レースに適用される。
※原則として、予選レースではサイティングラップを行わないため、19-3-4スタート手順を省略し、緑旗のエンジンスタートの合図の後、ホイッスルの合図でピットクルーが退去し、15秒前ボードが提示される。
※予選・決勝レースにおいてエンジン始動の合図がなされ、ウォーミングアップが開始された以降は、ライダーからいかなるサインがあってもスタート係はこれを考慮しない。
※サイティングラップ終了後スターティンググリッドに戻って来ないライダーは、競技監督の判断により出走除外とする。
- 19-3-5 フライング
スタート合図以前にスタートラインを出た（フライングした）場合、スタートをやり直す。フライング

したライダーは後列からのスタートとなる。前列スタートラインから約8m後方の位置に後列のスタートラインが競技役員から指示され、マーカー等で表示される。1度フライングを宣告された選手は全員後列スタートとする。同一ライダーが同一レースにて2回フライングをした場合、当該ライダーは失格となる。

- 19-4 レース中
ライダーは走行中下記事項を遵守しなければならない。
- 19-4-1 必要以外にハンドルから手を離したり、危険な姿勢をとってはならない。
- 19-4-2 故意に他のライダーの走行を妨害するような走り方をしてはならない。
- 19-4-3 車両は、それ自身が持つ動力、およびライダーの筋力、または重力等の自然現象以外の方法で走ったり、加速したりしてはならない。
- 19-4-4 他人の援助を一切受けてはならない。他人の援助とは、そのレースに参加しているライダー、および業務施行中の競技役員以外の人が競技中に車両に触れることをいう。
- 19-4-5 車両にいかなる者も同乗させてはならない。
- 19-4-6 ライダーはレース中、酒気を帯びる、また薬品等（興奮剤、麻薬等）により故意に精神状態をつくろってはならない。
- 19-5 走行中、消音器および排気管が外れた場合、またシュラウドが取れるなど、安全上危険だと判断された場合は競技役員の指示により当該ライダーに対し黒旗が示され、当該ライダーはピットインし修理しなければならない。修理完了後、競技役員の許可を得た上で再出走が認められる。
- 19-6 レース中の公式シグナル（合図）
公式シグナル（合図）は、約750mm×600mm寸法の旗を使用し、次のように与えるものとする。

	レーススタート		速度を大幅に減速、停止準備、追越し禁止、大幅に減速してジャンプを通過する 静止：この先に転倒・事故発生場所がある。危険予告 振動：転倒・事故発生現場を表す。徐行、安全確認、追越し禁止 ※静止提示～振動～転倒事故を過ぎるまでの区間を適用範囲とする
	コース内で救援活動が行われている場合、コントロールラインにて提示		サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。(走行停止)
	振動、警告、ラップされようとしている合図		
	エンジンスタート。先に出された合図の解除		
	レース中断。徐行してスタート位置に戻る		レース終了

※黄旗振動時の徐行とはいつでも停止できる状態をいう。また競技役員がコース内で合図を出しているときは安全な間隔をとり通過しなければならない。上記が守られない場合、ペナルティを科す場合がある。

※スタート時の赤旗はフライングによるスタートやり直しを意味する。

- 19-7 コースアウト
- 19-7-1 ライダーは走行中やむを得ず定められたコースを外れ再びコースに復帰する場合は、コース役員の指示に従い一時停止および安全確認を行い、コースに復帰しなければならない。
- 19-7-2 1度コース外に出て、明らかに自分に有利となるより再び復帰したと判断された場合は、大会審査委員会の裁定により1周減算または失格とする。
- 19-8 フィニッシュラインの定義
人車一体でスキーの先端がフィニッシュラインを通過した時点とする。

- 19-9 レース終了
全ライダーがゴールインするか、トップ走者のゴールインから5分経過後に終了とする。

20 レース後の車両検査

- 20-1 レース終了後、原則として1～6位の車両はただちに定められた区域内に管理され、暫定結果発表後20分間保管され、必要に応じて検査される。
- 20-2 上記車両は必要に応じて音量が測定され、規定を満たしていない車両の当該ライダーは当該大会審査委員会より罰則が科せられる。

21 優勝者・入賞者および完走

- 21-1 優勝者
優勝者は、規定の周回数を最短時間で完走したライダーである。
- 21-2 入賞者および順位の優先順序
- 21-2-1 チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定され、同一周回数の場合は、ゴールラインの通過の順位による。
- 21-2-2 上記以外のライダーについては周回数の多い者を優先する。同一周回数の場合は、ゴールライン通過の順位による。
- 21-3 完走者
- 21-3-1 優勝者の周回数の75%を完走周回数とし、これを完了したライダーを完走者とする。
- 21-3-2 レース途中でリタイヤ届けを提出したライダーでも、完走周回数を完了している場合は完走者と見なされる。
- 21-4 予選および決勝結果は、暫定結果発表後15分後に正式となる。

22 レースの延期、中止および打ち切り

- 22-1 大会審査委員会が特別な理由によってレースのいずれかを中止しなければならないと判断した時に限り、レースを中止することができる。すべての関係者は大会審査委員会の決定に従わなければならない。
- 22-2 特にやむを得ない理由によって、トップ走者がそのレースで決められた周回数の3分の2を完走しないうちにレースを打ち切った場合は、そのレースは無効となる。
- 22-3 トップ走者が決められた周回数の3分の2以上を完走した時点でレースを打ち切った場合は、大会審査委員会はそのレースの判定結果に条件を付して発表する。
- 22-4 レースまたは大会が中止された場合、参加者が支払った出場料は返却されるが、他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。
- 22-5 大会審査委員会が本項に関して下した裁定に対しては、一切抗議することはできない。

23 抗議

- 23-1 エントラント、ライダーおよび当該ライダーのピットクルーのみが抗議申立てをすることができる。
- 23-2 抗議は、定められた手続きによって大会事務局に申入れしなければならない。
抗議手続きは、大会事務局備え付けの抗議書に記載し、1項目につき抗議保証金（10,000円）をそえて大会事務局に提出しなければならない。
- 23-3 競技結果に対する抗議は、暫定結果発表後15分以内に限り受けられる。
- 23-4 正式の手続きにより提出された抗議書だけが受けられ、大会審査委員会において審議される。
- 23-5 大会審査委員会は、証人を必要と認めた場合は証人をたて、その証言を求め、十分に実情を調査した上

で裁定を下すものとする。

23-6 抗議保証金は、抗議が成立した場合のみ返却される。

24 損害の補償

24-1 車両の破損

24-1-1 車両およびその付属品等が破損した場合、その責任は参加者が負わなければならない。ただし、車両が車検長または大会審査委員会によって保管されている期間を除く。

24-1-2 車検長または大会審査委員会は、車両を保管している期間中に、これらの車両が何らかの理由によって破損した場合には、1台あたり100,000円を最高限度額としてその所有者に保証する。

24-2 損傷の責任

競技開催期間中、またはその前後に起きた損傷は自らがその責任を負うものとする。

24-3 競技役員の責任

ライダーおよびピットクルー等の競技参加者は、競技役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち競技役員はその職務に最善を尽くすが、仮に競技役員によって起きた参加者、ライダー、ピットクルーおよび車両等の損傷に対しても、競技役員は一切の責任のないことをいう。

25 競技規則の違反行為に対する罰則

25-1 大会中（競技中）における違反行為に対しては、その軽重によって大会審査委員会ならびに競技監督の権限で罰則を科すことができる。罰則の詳細については2024年MFJ国内競技規則書 第4章 MFJ裁定規定 36 裁定組織の構成・役割・権限を参照。

25-2 レース中の遅延行為に対する罰則。以下の行為は、自動的に失格とする。

- ・コースを逆走した場合。
- ・同一ライダーが同一レースでフライングを2度繰り返した場合。
- ・レース中に、ピット区域以外のパドックに戻った場合。
- ・レース後の再車検に合格しなかった場合。

25-3 以下の行為を行った場合、大会審査委員会がその内容により最大失格の罰則を科す。

- ・示された合図旗に従わなかった場合。
- ・黄旗区間における追い越しを含む危険行為。
- ・ライダーやピットクルー（チーム関係者含む）が競技役員（大会主催者が任命したスタッフ含む）の指示に従わない場合。または、競技役員（大会主催者が任命したスタッフ含む）に対して暴言、攻撃的な言動や行動をとった場合。
- ・1度コース外に出て、明らかに自分に有利となる所より再びコースに復帰したと判断された場合。
- ・故意に走路を妨害した場合。
- ・公式練習、公式予選、サイティングラップを含む決勝レース・決勝ヒート中にコースを走行するライダーがピットエリア以外の場所で指示を受けた場合。
- ・レース中に外部からの援助を受けた場合（主催者に任命された競技役員がその役務の一環として安全上の理由から行う行為を除く）。
- ・ヘルメット未装着でマシン走行した場合。また、ピットフルなどのチーム関係者も同様とし、チーム関係者の行為は該当ライダーへ罰則を科す。
- ・その他、競技規則に対する罰則は、第4章MFJ裁定規則による。
- ・参加者は第3章 競技会 15 競技参加者の遵守事項を守らなければならない。

25-3-1 外部からの援助の定義

公式練習、公式予選およびレース／ヒートの間にピットエリア以外の場所で外部からのいかなる援助を

受けた場合を指す（ただし、主催者に任命された競技役員がその役務の一環として安全上の理由から行う行為を除く）。

- 25-4 その他競技規則に関する罰則は第4章MFJ裁定規則による。
参加者は第3章 競技会 **15** 競技参加者の遵守事項を守らなければならない。

26 主催者の権限

主催者は、必要に応じて随時競技会場内（パドック、ピットを含む）で、参加者（エントラント、ライダー、ピットクルー）のライセンスの提示を求めることができる。

27 大会審査委員会

大会審査委員会は、競技役員規定に基づき、競技会において最高権限を行使することができる。

28 本規則の解釈

本規則および競技に関する疑義は、大会事務局宛に質疑申し立てできる。なお、この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

29 安全対策について

- 29-1 コーステープ、ネットの設置
子供の背丈も考慮した高さで降雪や風の影響を受けない設置を心掛ける。
テープやネットが外れた箇所を随時チェックし、迅速な修復を心掛ける。
コーナーアウト側やバンクの上、ウォッシュボードの両サイド等ライダーがコースアウトしやすい場所は特に十分な距離を保ち、立入禁止スペースとして設置する。
- 29-2 観戦エリア
観戦のためのエリアを制限し、大会プログラム等で告知するよう心掛ける。
- 29-3 コース横断
レース中またはレースとレースの合間のコース横断は競技役員、メディア、当該クラスに登録されたピットクルー以外は禁止とする。また、横断しないで済むコースレイアウトを推奨する。
- 29-4 ヘルメットの着用
すべてのライダーおよび関係者はマシンに乗車して会場内を移動する際は、必ずヘルメットを着用しなければならない（タンデム者も含む）。
- 29-5 ウェアラブルカメラ
ヘルメットおよび身体への装着は**アダプター類を含め**禁止とする。
なお、マシンへの装着は認めるが取り付け方が危険と判断された場合、競技監督より取り付け方法の変更を指示される場合がある。
- 29-6 その他「スノーモビル競技における安全の指針」に従うこととする。

30 メディカルパスポート

- 30-1 ライダーおよびチームは競技参加ライダーの健康管理状態を把握するためのメディカルパスポートの記入および管理を行い、メディカルドクターにいつでも提出できるように、常に携帯しなければならない（義務化）。
※メディカルパスポートの原紙はMFJホームページよりダウンロードできる。
<https://www.mfj.or.jp/licence/downloads/medical-passport-document/>

- 30-2 メディカルパスポートは、参加受けまたはライダーズブリーフィング時のどちらかで、大会事務局による携帯（記入済み）の確認（メディカルパスポートの提示）が行われ、携帯が確認できないライダーについては、競技への参加が拒否される場合がある。

31 本規則の施行

本規則は、2024年1月1日より施行される。